

消化器内視鏡検査・治療における鎮静・鎮痛処置についての説明書

1.鎮静・鎮痛について

「鎮静」とは、薬剤を使用して意識レベルを下げ、眠くなるような状態にすることです。「鎮痛」とは、意識レベルを下げずに痛みを和らげることを指します。

2.消化器内視鏡検査・治療における鎮静・鎮痛の目的について

内視鏡を用いた検査(上下部消化管内視鏡検査)や治療(“がん”の切除、止血、など)は一般的に行われています。しかし、検査・治療中の患者さんが苦痛を感じたり、長時間を要する場合があります。鎮静・鎮痛は、このような身体的苦痛やストレスを軽減し、内視鏡検査・治療をできるだけ快適に受けて頂くために行います。

3.お薬(鎮静剤や鎮痛薬)の使用方法について

- ①血管内に薬剤を投与するため、点滴をします。
- ②ベッドに横になり、血圧や血液中の酸素濃度を測定する機械を装着します。
- ③点滴から鎮静剤や鎮痛剤を投与します。
- ④適切な鎮静状態になってから内視鏡を挿入します。
- ⑤検査・治療中は、患者さんの鎮静・鎮痛の状態に応じてお薬を追加することがあります。
- ⑥検査・治療終了後には、鎮静薬の拮抗薬(鎮静作用を弱くするお薬)を投与します。
- ⑦検査・治療終了後、1時間ほど点滴をしながらお休み頂きます。
- ⑧ふらつかず、血圧などに異常がなければ、帰宅可能となります。

4.偶発症について

鎮静薬や鎮痛剤を投与することで、ショック、呼吸抑制、循環抑制、徐脈、不整脈、鎮静薬投与後の一時的な記憶障害(健忘)、興奮、不穏状態、しゃっくりなどの偶発症がおこることがあります。特に、呼吸や心臓への影響がきわめて強く出てしまった場合は、心肺停止などにより命に係わる可能性があるとは言いきれません。

日本消化器内視鏡学会が集計した2010年の報告では、偶発症の発生率は0.0013%、死亡の頻度は0.000024%でした。このような偶発症が生じた場合は適切に対応しますが、偶発症に対する治療費は、追加のご負担となりますので、ご了承ください。

5.鎮静・鎮痛を行う場合の注意事項

- ①鎮静後の自動車・バイク・自転車の運転はできません(法律で禁止されています)。
帰宅してからの刃物等の使用にも注意が必要です。一時的に意識が完全に戻ったようになっても、ふらつきや判断力の低下は半日くらい続きます。
- ②鎮静下での内視鏡診療を行った当日は、説明内容を忘れてしまうことがあります。

③検査当日の健康状態によっては、鎮静剤や鎮痛剤を投与できないことがあります。

<同意を撤回する場合>

いったん同意書を提出しても、検査が開始されるまでは、検査を中止することができます。中止する場合にはご連絡ください。

連絡先:0242-23-7022

以上のことにご了承いただけましたら、別紙の検査同意書にご署名をお願いいたします。



医療法人 清信会

渋川クリニック
内科／消化器内科

同意書

渋川クリニック 院長殿

私は、消化器内視鏡検査・治療における鎮静・鎮痛処置を受けるにあたり、院長から、説明文書に記載されたすべての事項について説明を受け、以下のチェック項目の内容を十分に理解しました。また私は、この処置を受けるかどうか検討するにあたり、そのための時間も十分に与えられました。

以上のもと、自由な意思に基づき、この処置を受けることに同意します。なお、この処置に対する説明文とこの同意書を受け取りました。

- ☐ 症状または診断名
- ☐ 処置の目的
- ☐ 処置の内容と注意事項
- ☐ 処置に伴う偶発症
- ☐ 処置の同意撤回、質問、同意を撤回する時の連絡先
(確認後に☐項目にチェックしてください)

(説明)

説明年月日: 年 月 日

説明医: 渋川 悟朗 印

(同意)

同意年月日: 年 月 日

同意者(本人): _____

代諾者 (未成年、患者さんに判断力がない場合のみ、代諾者が患者氏名及び代諾者氏名を自筆署名してください)

患 者 氏 名: _____

代諾者氏名: _____ (患者さんとの関係): _____

住所: _____